

（臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「政令の」を「政令で」に改め、同条第三号二中「検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。）を「検体検査」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）
第三条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第六号中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

附則

この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十一号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の三第二項第二号、第二十一条の五の四第三項及び第二十四条の二第二項第二号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項第二号、第三十条第三項、第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十六条第三項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「免除された者」の下に「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第四号イ、第二十四条第五号、第二十五条の二第二号ホ及び第二十七条の二第三号

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号

三 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第四号イ

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年九月一日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令による改正後の児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第六十二条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以後に行われる同法第六十二条の二第二項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日以後に行われる同法第七十二条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給について適用し、施行日以前に行われた同法第六十二条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以前に行われた同法第六十二条の二第二項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給又は施行日以前に行われた同法第七十二条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給については、なお従前の例による。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害福祉サービス、同法第二十四項に規定する自立支援医療又は同法第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給について適用し、施行日以前に行われた同法第一項に規定する障害福祉サービス、同法第二十四項に規定する自立支援医療又は同法第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給については、なお従前の例による。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
4 この政令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律第五十一条に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日以前に行われた同項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十二号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九條第一項、第十三條及び第三十條、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一條（同法第三十一條の十において準用する場合を含む。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十條、第二十三條（同法第二十六條の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。）及び第三十九條の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第一百條の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「十九万円」を「四十九万円」に改め、同項の表一の項中「五七〇、〇〇〇円」を「八七〇、〇〇〇円」に、「六七〇、〇〇〇円」を「九七〇、〇〇〇円」に、「七二〇、〇〇〇円」を「一、〇二〇、〇〇〇円」に改め、同表二人以上の項中「五七〇、〇〇〇円」を「八七〇、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「一九〇、〇〇〇円」を「四九〇、〇〇〇円」に、「〇・〇二二六九九三」に改め、同条第四項中「二九〇、〇〇〇円」を「四九〇、〇〇〇円」に、「〇・〇二二八九六〇」に、「〇・〇〇三三五〇五」に改め、同条第五項中「一九〇、〇〇〇円」を「四九〇、〇〇〇円」に、「〇・〇〇二八九六〇」に、「〇・〇〇一七三四一」を「〇・〇〇二〇九九七九」に改める。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第二項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額）を「長期譲渡所得の金額、同法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）」に改め、同条第二項第三号中「受けた者」の下に「同法第二十三條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。」を加え、「同条第三項」を「同法第三十四條第三項」に改め、「寡婦」の下に「同法第二十三條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三十四條第三項に該当する者を含む。」を加える。

第二条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項第一号中「及び法」を「法」に改め、「なる者」の下に「及び地方税法第二十九條第二項第一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合と同法第二十九條第五項第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加え、「同号」を「一次条第四項第一号」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第二項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額）」に改め、同条第二項第三号中「受けた者」の下に「同法第二十三條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。」を加え、「同条第三項」を「同法第三十四條第三項」に改め、「寡婦」の下に「同法第二十三條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三十四條第三項に該当する者を含む。」を加える。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令（次項において「新児童扶養手当法施行令」という。）第二条の四第一項及び第三項から第五項までの規定は、平成三十年八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

2 新児童扶養手当法施行令第四条第一項及び第二項の規定は、平成三十年八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以後の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

第三十一条の九第二項の表第二十八條第三項第一号の項を次のように改める。

第二十八條第三項第一号	第三十一条	第三十一条の十において準用する法
母子家庭高等職業訓練促進給付金	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父となつた男子
母となつた女子	父となつた男子	

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 平成三十年七月以前の月分の母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給については、なお従前の例による。
 2 この政令の施行の日前に母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第二十八条第一項の養成機関における課程を修了した者に対する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給については、なお従前の例による。
 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第三百二十三号)附則第四条において準用する場合を含む。)の規定は、平成三十年八月以後の月分の特別児童扶養手当等(特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当をいう。以下この条において同じ。)の支給の制限及び同月以後の月分の特別児童扶養手当等に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当等の支給の制限及び同月以前の月分の特別児童扶養手当等に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

内閣官房令

○内閣官房令第五号
 標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第三十号)の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十年七月二十七日
 内閣総理大臣 安倍 晋三
 標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令
 標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令(平成二十一年内閣府令第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(表一の項関係) 第一条 [略] [2・3 略]</p>	<p>(表一の項関係) 第一条 [同上] [2・3 同上]</p>
<p>4 表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 [一・二 略]</p>	<p>4 [同上] [一・二 同上]</p>

厚生労働大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 安倍 晋三

<p>三 TPP(環太平洋パートナーシップ)に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、交渉チームを統括するもの</p>	[三 同上]
<p>四 前号の本部に置かれ、分野別チームを統括するもの</p>	[号を加える。]
<p>五 [略]</p>	[同上]
<p>六 [略]</p>	[同上]
<p>七 [略]</p>	[同上]
<p>八 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に向けた諸準備に関する事務を掌理するもの</p>	[号を加える。]
<p>[5・7 略]</p>	[同上]

○内閣官房令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第四項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、同号の次に一号を加える改正規定(第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とする部分を除く。)は、平成三十年八月一日から施行する。

省令

○財務省令第五十七号
 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)及び財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十七日
 財務大臣 麻生 太郎
 財務省組織規則の一部を改正する省令
 財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。
 第七条の見出し中、「公庫等実地監査官、地震保険計理官及び地震保険監査官」を「及び公庫等実地監査官」に改め、同条第一項中、「公庫等実地監査官一人、地震保険計理官一人及び地震保険監査官三人以内」を「及び公庫等実地監査官一人」に改め、同条第四項及び第五項を削る。
 第八条の見出し中「機構業務室」の下に「並びに地震保険計理官及び地震保険監査官」を加え、同条第一項中「機構業務室」の下に「並びに地震保険計理官一人及び地震保険監査官三人以内」を加え、同条に次の二項を加える。
 4 地震保険計理官は、命を受けて、地震再保険事業及び地震再保険特別会計の経理に関する事務のうち地震保険の計理に関する事務を処理する。
 5 地震保険監査官は、命を受けて、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第九条の規定に基づく監査を実施する。

第十四条第一項中「参事官の下に、主税企画官一人を」を削り、同条第二項中「税制第二課又は参事官」を「又は税制第二課」に改める。
 附則
 この省令は、公布の日から施行する。